

一般社団法人 東京都北区サッカー協会
【 事務局に関する規程 】

第1条 一般社団法人東京都北区サッカー協会は、理事会のもとに事務局を設置します。

第2条 事務局員は、理事会の決議をもって会長が任命します。また事務局員のうち1名を事務局長とし、これも理事会決議を経て会長が任命します。また、解任も理事会決議により会長がおこないます。

第3条 協会（会長）と事務局員は労働条件通知書に署名して労働契約を締結します。

第4条 事務局の業務は、会長もしくは業務執行理事の指示のもとでおこない、以下の範囲とします。

- (1) 理事会や総会などの会議招集案内状や各種連絡文書の配信・配布
- (2) 協会の日常的な会計出納の管理及び金融機関口座の管理
- (3) 協会ホームページの管理及び更新
- (4) 協会の関係書類・文書・資料の維持管理及び保存
- (5) 会長もしくは業務執行理事の指示による資料や書類の作成など
- (6) 役所や体育協会などとの連絡窓口業務
- (7) その他上記に付帯する業務

第5条 事務局員の報酬は協会予算に明記することとします。

また、在宅個人所有のパソコン使用料やインターネット使用料、コピー、印刷費用に関しては報酬以外に実費を支給する他、交通費なども役員の基準に準じて弁済します。

第5条 事務局員は1名以上が理事会へ出席するものとし、意見を述べることができます。ただし、議決権はありません。

附則 この規程は、令和3年度総会後に施行します。